

職場復帰サポートシステムについて

1 目的

精神疾患による休職等から職場復帰をしようとする場合に、心と身体を学校生活に徐々に慣らす機会を設けることで、職場復帰への不安を少なくし、スムーズに復帰できるように支援を行うもの

2 対象者

- (1) 精神疾患を原因とする休職から復帰しようとする教職員
- (2) 精神疾患を原因とする病気休暇（引き続き120日を超える病気休暇に限る。ただし、県教育長が特に必要と認める場合にあってはこの限りではない。）から復帰しようとする教職員

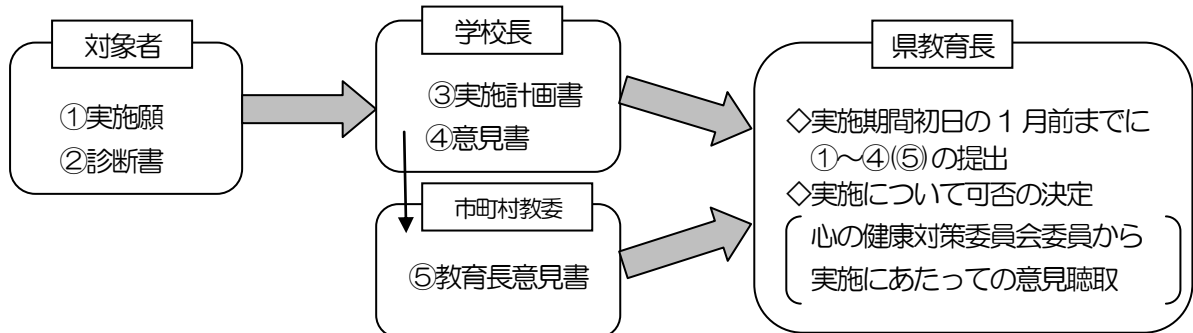
3 実施期間

原則4週間（公立学校教職員心の健康対策委員会の意見を聴き必要に応じ変更）

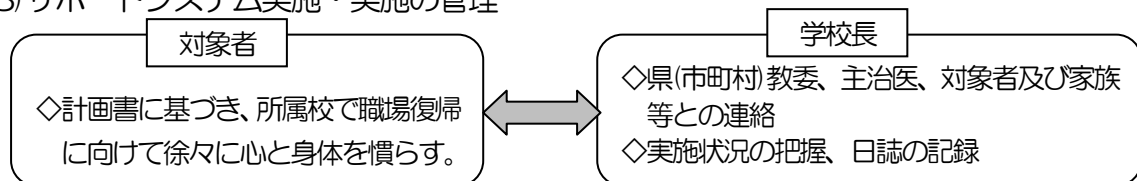
4 職場復帰サポートシステムの実施内容及び流れ

- (1) 県教委事務局への実施（実施期間初日の6週間程度前）の事前連絡、日程調整（市町村立学校は市町村教委経由）

- (2) 実施手続（文書等の提出）、実施可否の決定



- (3) サポートシステム実施・実施の管理



- (4) サポートシステム終了

学校長は終了報告書及び日誌を県教育長に提出（市町村立学校は市町村教委経由）

- (5) 心の健康対策委員会による面談

